

静岡県告示第477号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県富士山保全協力金実施要綱第4条第2項第3号及び静岡県富士山寄附金実施要綱第4条第2項第2号に規定する静岡県に対する寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年5月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

静岡市葵区御幸町5-9

株式会社JTB中部静岡支店

支店長 杉浦 孝典

東京都品川区東品川二丁目3番11号

株式会社i. JTB

代表取締役社長 鈴木 雅己

2 委託期間

平成29年5月29日から平成29年11月30日まで